

第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議 議事録

1 日時

令和3年8月4日(水)午前10時00分～午前10時20分

2 場所

総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

菅内閣総理大臣

坂本内閣府特命担当大臣

加藤内閣官房長官、萩生田文部科学大臣、赤羽国土交通大臣、棚橋国家公安委員会委員長、新谷総務副大臣、江島経済産業兼内閣府副大臣、藤井内閣官房副長官補

4 議事内容

【坂本内閣府特命担当大臣】

ただ今から、「第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議」を開催いたします。

本年6月28日、千葉県八街市の路上で、下校中だった児童の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名の児童が死傷するという大変痛ましい事故が発生しました。政府では6月30日に「交通安全対策に関する関係閣僚会議」を開催し、総理から、「子供の安全を守るための万全の対策を講じる」との指示があったところです。

本日は、政府として行う施策について、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策(案)」としてまとめましたので、御審議いただきます。

なお、取りまとめ全体についての説明は、私の方からさせていただき、その後、関係する閣僚の皆さんから御発言をいただきます。

それでは、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」及び「ワーキングチームの設置について」御説明いたします。

資料「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策の概要」の1ページ目をご覧ください。

まず、今回の緊急対策ですが、「通学路等における交通安全の確保」及び「飲酒運転の根絶」の2本を柱としています。

「1.通学路等における交通安全の確保」(1)及び(2)をご覧ください。

通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所抽出を本年9月までを目途に、対策案の検討・作成については、本年10月末までを目途に実施することとしています。

これにより、資料(3)のとおり、交通安全施設等の整備等着手可能な事業から早急に進めることとしています。

なお、この関連では、本年7月9日付けで、文部科学省、国土交通省及び警察庁の合同で、「通学路における合同点検の実施」についての通知文を全国に発出しています。

取締りや交通安全教育に関しましては、資料(4)及び(5)のとおり、「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進などにより効果的な速度違反取締りを行うほか、横断する意思を明確に伝えるなど自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を行っていきます。

資料2ページ目、(6)をご覧ください。

登下校時の子供の安全確保では、スクールガードの見守り活動への支援や、通学環境について、地域公共交通やスクールバスの活用の検討等、地域の特性・必要性に応じた対策を講じていきます。

(7)をご覧ください。

令和元年6月の関係閣僚会議において決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」については、対策未完了の箇所の早期完了に向けて、対策の着実な実施を進めます。

続いて「2. 飲酒運転の根絶」について御説明します。

まず、(1)では、自動車を一定数以上保有する使用者は、道路交通法上、安全運転管理者の選任が義務付けられているところですが、選任義務があるのにも関わらず、選任していない事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化を掲げています。

具体的には、安全運転管理者が確実に選任されるよう、関係省庁が連携して、業界に対する選任義務等を周知することや、安全運転管理者の選任状況について、都道府県警察のウェブサイト上での公開により選任の促進を図ることとします。

また、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等、安全運転管理者が行う安全運転管理業務の内容の充実を図ります。

飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進については、(2)のとおり、関係機関・団体等と連携して「飲酒運転を絶対にしない、させない」という国民の規範意識の更なる向上を図ります。また、飲酒運転等の根絶に向けた取締りについては、(3)のとおり、PDCAサイクルに基づき一層強化するほか、酒類の提供等についても確実な立件に努めます。

(4)をご覧ください。

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化では、飲酒運転対策の優良事例について情報共有すること、運転者の指導・監督時の実施マニュアルにアルコール依存症関係の記載について拡充すること、アルコールインターロック装置に関して運送事業者への情報提供等による普及促進を図ることにより、飲酒傾向の強い運転者への対策を講じます。

「3. その他」ですが、この緊急対策を着実に推進していくため、関係省庁の局長級

をメンバーとするワーキングチームを本日付けで設置し、フォローアップを行うこととします。その詳細については、資料2をご覧ください。

この緊急対策については、春と秋の全国交通安全運動をはじめ交通安全の普及啓発を推進する中で、関係者に周知してまいります。

最後に、千葉県八街市における交通安全対策について御説明します。資料3をご覧ください。

事故発生現場や小学校を中心としたエリアを対象とし、外側線の設置、一部引き直しや、写真にもあるように、道路を意図的に狭くしてスピードを抑制する狭さく、道路に意図的に凸部をつくり、スピードを抑制する可搬式ハンプを設置します。

また、横断歩道を2箇所設置するほか、時速30kmの速度制限を実施する予定としています。

さらに、朝陽小学校から佐倉市境付近まで、片側に防護柵を順次設置することとしています。

以上でございます。

次に、萩生田文部科学大臣から御発言をお願いします。

【萩生田文部科学大臣】

八街市における痛ましい事故により、2名の児童の尊い命が失われたことに心よりお悔やみ申し上げるとともに、3名の怪我をされた児童には1日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、被害に遭われた児童の御家族にも、心からのお見舞いを申し上げます。

本緊急対策の取りまとめに先立ち、文部科学省では、国土交通省や警察庁とも連携し、7月9日付で各教育委員会に対して、これまで各地域で行われてきた通学路の合同点検が、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要望があった箇所等の観点を踏まえたものになっていたかを改めて御確認頂くよう依頼しております。

今後、9月末までを目途に対策が必要な箇所を抽出し、10月末までを目途に対策案を作成するとともに、可能なものから速やかに実施していただくこととしております。

また、重大な事故が発生した八街市に対しては、市からの要望等を踏まえ、今年度限りの措置として、事故現場を通るスクールバスの運行等を含めた通学路の安全確保の方策を検証する調査研究を行う方向で調整を進めているところです。

通学時の安全の確保については、学校だけでなく、保護者や道路管理者・警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携により実施することが重要と考えています。

文部科学省では、今後も引き続き、本緊急対策も踏まえ、関係省庁と連携しながら、それぞれの地域の特性や必要性に応じた対策が講じられるよう必要な支援を行ってま

いります。

【坂本内閣府特命担当大臣】

次に、柵橋国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【柵橋国家公安委員会委員長】

緊急対策を踏まえた警察の取組について説明いたします。

まず、通学路等における交通安全の確保については、現在、全国の通学路において、学校、道路管理者等との合同点検が行われているところであり、その結果を踏まえて必要な交通安全施設等を整備し、道路管理者と連携して速度抑制対策を推進するとともに、登下校時間帯に限った車両通行止めをはじめとする各種交通規制を的確に実施してまいります。

また、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進するなどして効果的な速度違反取締りを行うとともに、運転者・歩行者双方への交通安全教育を推進し、子供をはじめとする歩行者の安全確保を図ってまいります。

次に、飲酒運転の根絶に向けては、今回の八街市での事故が、業務使用のトラックの飲酒運転によるものであったことを踏まえ、飲酒運転防止のための使用者対策を強化してまいります。

まず、安全運転管理者の選任が必要な事業所において確実に安全運転管理者が選任され、飲酒運転防止をはじめとする安全運転に必要な業務が実施されるよう、安全運転管理者未選任事業所の一掃を図ってまいります。既に関係省庁に対しては、所管する業界への選任義務等の周知をお願いしたところですが、引き続き関係省庁、関係団体と連携して取り組んでまいります。

その上で、安全運転管理者の業務として、運転前だけでなく、運転後においても運転手が飲酒状態にないかどうかをチェックしなければならないこととし、その際にはアルコール検知器を用いなければならないこととするなど、業務に使用する自動車における飲酒運転対策の拡充を図ってまいります。

これらに加え、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるための参加・体験型の交通安全教育や、関係機関・団体等と連携した広報啓発を引き続き推進するとともに、飲酒運転に対する取締りを一層強化し、使用者の背後責任についても徹底して捜査を行うなど、飲酒運転による悲惨な交通事故の根絶に取り組んでまいります。

【坂本内閣府特命担当大臣】

次に、赤羽国土交通大臣から御発言をお願いします。

【赤羽国土交通大臣】

この度の緊急対策の2つ柱のうち、1点目の「通学路等における交通安全の確保」につきまして、国土交通省では、文部科学省、警察庁と連携のもと、各道路管理者に対し、本年9月末までを目途に合同点検を実施するよう要請を行いました。今般の点検にあたりましては、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハット事例があった箇所などの新たな観点も踏まえまして実施するよう要請したところです。

この点検の結果を受けまして、子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進すべく、警察庁による速度規制や文部科学省による登下校時の見守り活動などソフト対策とあわせて、国土交通省といたしましては、歩道整備やガードレールの設置等による歩行空間の確保、また、道路幅を狭める狭さくやハンプといった速度を抑制できる施設の整備などのハード対策を検討し、可能なものから直ちに実施してまいります。

2点目の「飲酒運転の根絶」につきましては、これまで、いわゆる緑ナンバーの運送事業用トラック等の飲酒運転対策について、「飲酒運転ゼロ」を目標に徹底した対策を講じてまいりましたが、今般の事故が、いわゆる白ナンバーの自家用トラックによって起こされた事案であったことを重視し、自家用トラック等につきましても、安全運転管理者の未選任事業所の一掃や安全運転管理者の業務内容の充実など、使用者における義務の徹底や対策の拡充等について、警察庁と連携して取り組んでまいります。

また、運送事業用トラック等につきましても、引き続き、国による監査等を通じて適切な業務実施を確保するとともに、飲酒運転対策の優良事例に係る情報の共有、運転者の指導・監督時の実施マニュアルにおけるアルコール依存症関係の記載の拡充など、更なる対策強化を進めてまいります。

国土交通省としては、今後とも関係省庁・関係団体と一層の連携を深め、子供を交通事故の被害から守るべく、積極的な役割を果たしてまいります。

【坂本内閣府特命担当大臣】

それでは、総理から御発言をいただきます。

ここでマスコミが入室します。

(プレス入室)

【菅内閣総理大臣】

千葉県八街市における、下校中の小学生の列にトラックが衝突した事故は、5名が死傷するという大変痛ましいものでした。

改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方、そしてご家族の皆様、心よりお見舞い申し上げます。

八街市においては、今月中に事故現場付近の道路に構造物を設け、時速30キロの速度

制限を行うほか、横断歩道やガードレールの設置を予定しており、これらを政府としてしっかり支援してまいります。

今回の事故を受けて、子供の安全を守るため、万全の対策を講じるべく、「通学路における交通安全の確保」と「飲酒運転の根絶」を柱とする緊急対策を取りまとめました。

まず、全国約1万9,000校の公立小学校の通学路を対象に、これまでの危険箇所に加え、今回の事故現場のように、見通しのよい道路や、抜け道となっていて、車の速度が上がりやすい箇所などを追加し、9月末までを目途に点検を実施します。

その上で、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止めなどソフト面の対策と、ガードレールなどの整備によるハード面の対策を組み合わせた効果的な対策を10月末までを目途に作成し、速やかに実施します。

さらに、飲酒運転の根絶に向け、取締りの強化はもちろんのこと、飲酒運転の防止をはじめ、安全運転に関する指導を行う「安全運転管理者」を置くよう、全ての事業所に対して、改めて徹底します。

痛ましい交通事故の被害から未来ある子供のかげがえのない命を守るべく、関係大臣においては、政府一丸となって、この緊急対策を着実に推進していただくようお願いいたします。

【坂本内閣府特命担当大臣】

ありがとうございます。ここでマスコミの方は退席願います。

(プレス退室)

【坂本内閣府特命担当大臣】

以上で、関係閣僚会議を終わります。

以 上